

豊明市社会福祉協議会バス使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊明市社会福祉協議会バス(以下「バス」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用対象団体)

第2条 このバスの使用については、次の団体が行っている福祉事業に対して貸し出しを行う。ただし、営利を目的とする事業は除く。

- (1) 豊明市社会福祉協議会の福祉団体助成金の対象となる団体
- (2) 豊明市社会福祉協議会に登録されているボランティアグループ
- (3) 支えあいのまちづくり事業を行う団体又はグループ
- (4) 福祉活動をしている区又は福祉団体の活動として区が認めた団体
- (5) 会長が、特に使用の必要があると認めたもの

(使用申込み)

第3条 このバスを使用するときは、別紙様式バス使用申込書を使用3か月から7日前までに提出し、承認を得るものとする。

(使用期間及び走行距離)

第4条 このバスの使用期間は、使用1回につき2日以内とし、走行距離は、1日最長約300キロメートル、2日の場合は最長約600キロメートルを目安として、運転手の負担に配慮した行程とすること。

(運転手)

第5条 このバスを使用する場合の運転手は、次の全てに該当する者とする。

(1) マイクロバスを運転することができる免許を5年以上有し、実際にマイクロバス以上の車輛の運転経験がある者。

ただし会長が特に認める場合は、5年未満の運転手をもって使用することができる。

- (2) マイクロバス使用日に満70歳以下である者。
- (3) 道路交通法に遵守し、善良なる運転管理ができる者。

(弁償の費用等)

第6条 このバスを使用した際に交通事故又は過失による破損についての修理及び他に損害を与えた弁償の費用等は使用した団体の長が負担するものとする。

(使用後の管理)

第7条 このバスの使用後は、燃料を使用前の状態にするとともに洗車をし、自動車各部の点検、完備をして管理者に報告する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和55年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。